

政令第二百三十二号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十六条、第五十二条第六項、第八十六条の七第一項、第九十七条の六並びに別表第二（と）項第四号、（り）項第四号及び（ぬ）項第二号（同法第八十七条第二項又は第三項において同法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ中「第一百三十五条の十八」を「第一百三十五条の十九」に改め、同項第七号中「敷げた」を「敷桁」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

4 第一項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しない。

第一百十二条第一項中「、床面積」を「、床面積の合計」に改め、「の合計」を削り、同条第二項中「間仕

切壁」の下に「（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二〇に規定する防火設備で区画されるい部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第一百四条第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）」を加える。

第一百四条第二項中「間仕切壁」の下に「（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）」を加える。

第一百三十条の九第一項中「ものとし」の下に「、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備（安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス」を加え、同項の表(一)項中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改め、同表中「表わす」を「表す」に改める。

第一百三十一条の二第三項中「第一百三十五条の十八各号」を「第一百三十五条の十九各号」に改める。

第一百三十五条の二十二を第一百三十五条の二十三とし、第一百三十五条の二十一を第一百三十五条の二十二とし

、第一百三十五条の二十を第一百三十五条の二十一とする。

第一百三十五条の十九の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同条を第一百三十五条の二十とする。

第一百三十五条の十八を第一百三十五条の十九とし、第一百三十五条の十七を第一百三十五条の十八とする。

第一百三十五条の十六第一項の表(い欄)一の項中「建ぺい率の」を「建蔽率の」に改め、同表中「建ぺい率限度」を「建蔽率限度」に改め、同条を第一百三十五条の十七とする。  
第一百三十五条の十五の次に次の一条を加える。

(容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機)

第一百三十五条の十六 法第五十二条第六項の政令で定める昇降機は、エレベーターとする。

第一百三十七条の八第一号中「おいて」の下に「エレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」を加え、同条第二号中「増築前における」の下に「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」を加える。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)

## 理 由

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機を定めるとともに、階段等に関する規制の合理化を図る必要があるからである。